

専決処分報告（訴えの提起）

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件等4件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	平成28年11月17日 札幌地方裁判所 平成28年(ワ)第2325号 建物明渡請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃215,250円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成27年12月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
2	平成28年11月17日 札幌地方裁判所 平成28年(ワ)第2328号 建物明渡請求事件 白石区東川下団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃208,900円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成28年7月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。
3	平成28年11月17日 札幌地方裁判所 平成28年(ワ)第2329号 建物明渡請求事件 西区発寒団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃374,600円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成28年9月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
4	平成28年12月26日 札幌地方裁判所 平成28年(ワ)第2573号 建物明渡し等請求事件 東区丘珠団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、本市の再三にわたる注意指導にもかかわらず、長期にわたり近隣入居者に対する迷惑行為及び本件建物に対する毀損行為を繰り返して行った。このため、本市は、本件建物の明渡しを請求したが、相手方がこれに応じないことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、平成28年11月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。